

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (滞在許可証等の有効期限の延長 (補足))

【ポイント】

- 非常事態宣言中であっても、一時的な滞在許可証の有効期限は自動延長されません。
- 滞在許可証等について、自動延長の 30 日を超えて滞在する場合は、その有効期限の延長手続きを非常事態宣言中に行っておく必要があります。

【本文】

ハンガリー政府は、非常事態宣言 (11 月 4 日発令、90 日間の延長が国会で可決) の期間中に失効した滞在許可証 (永住許可証を含む) は、その有効期限が非常事態宣言が解除された後、30 日まで自動的に延長されると発表しております。(領事メール 11 月 16 日付でお知らせ済みのとおりです)

この点に関し、補足事項を 2 点ご連絡します。

1. 一時的な滞在許可証 (temporary residence permit) の有効期限は自動延長されません。
非常事態宣言中であっても、一時的な滞在許可証の有効期限は自動延長されないため、延長を希望される場合は移民局で延長の手続きをする必要があります。
2. 滞在許可証等の有効期限の延長手続き

非常事態宣言中に滞在許可証 (永住許可証を含む) の有効期限が失効する場合で、自動延長の 30 日を超えてハンガリーに滞在される方については、延長の手続きを非常事態宣言が終了する前までに行っておく必要があります (通常、滞在許可証等の更新手続きは、その有効期限が切れる 30 日前までに行う必要がありますが、今回の自動延長期間は、非常事態宣言が終了してから 30 日間に限っているため)。

移民局では、延長の手続きについては、直接同局に赴いて手続きを行うか (オンラインで予約が必要)、Enter Hungary の HP で行うことができると案内しています。

詳しくは、移民局 HP をご覧ください。

http://oif.gov.hu/index.php?option=com_k2&view=item&id=1622:notification-about-the-validity-period-of-residence-documents&lang=en

※Enter Hungary の HP

<https://enterhungary.gov.hu/eh/?en>

3. ハンガリーにおける感染者数

11 月 19 日現在、ハンガリーにおける感染者数は 121,644 人 (累計感染者数 161,461 人 (前日比+4,512) から回復者数 36,345 人 (前日比+1,499), 死者数 3,472 人 (前日比+92) を引いた数) となっています。

※新型コロナウイルス関連情報については、当館ホームページにも掲載しておりますので、是

非ご覧ください。

https://www.hu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirusinfo.html

【参考】 関連情報リンク

- ・ハンガリー対策本部ホームページ

<http://abouthungary.hu/> (英語), <https://koronavirus.gov.hu/> (ハンガリー語)

- ・ハンガリー政府ホームページ

<https://www.kormany.hu/en> (英語), <https://www.kormany.hu/hu> (ハンガリー語)

- ・日本外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・日本厚生労働省

- 新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

※厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症情報の LINE 公式アカウントを開設中。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#SNS

- ・日本文部科学省から日本人留学生への連絡事項

- 留学中の日本人学生の皆さんへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

- 海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00002.htm

- ・世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

(問い合わせ先)

在ハンガリー日本国大使館領事部

(住所) 1125 Budapest, Zalai ut 7, Hungary

(電話) +36-1-398-3100

(FAX) +36-1-275-1281

(E-mail) consul@bp.mofa.go.jp